

令和7年11月19日

当組合をご利用のお客さまへ

大分県漁業協同組合

被災された方の貯金通帳・証書およびキャッシュカードの

再発行手数料の無料対応について

大分市佐賀関の火災により被災された組合員、利用者のお客さまで、貯金通帳・証書およびキャッシュカードを焼失（喪失）された方の再発行の手続きにつきましては、り災証明書をお持ちの方に限り、再発行手数料を無料にてご対応させていただきます。

記

1. 対象顧客

大分市佐賀関に在住のお客さまで被災された方
（り災証明書をお持ちの方に限ります。）

2. 取扱内容

- （1）貯金通帳・証書の再発行
- （2）キャッシュカードの再発行

3. 再発行手数料

無料

4. 対応期間（予定）

令和7年11月19日（水）～令和7年12月30日（火）

5. ご持参いただくもの

- ・り災証明書
- ・本人確認書類（顔写真付き確認書類1通もしくは顔写真なし確認書類2通）
- ・貯金通帳・証書（お持ちの場合は、ご持参ください。）
- ・届出印（お持ちの場合は、ご持参ください。）
- ・新届出印（届出印を喪失しているお客さま）

[お問い合わせ先]

大分県漁業協同組合

信用事業部資金課

平川・工藤

TEL:097-534-1522

以上